

平成 27 年 11 月 30 日  
東京税関業務部

関係各位

飲用乳及びでん粉調製品に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

平成 27 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までの関税暫定措置法別表第 1 の 6 第 2 項に掲げる物品（飲用乳）及び第 24 項に掲げる物品（でん粉調製品）の輸入数量が、同法第 7 条の 3 第 1 項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

発動後に NACCS で申告する場合の品目コードについては、NACCS 掲示板で確認願います。

なお、関税暫定措置法第 7 条の 3 第 2 項第 6 号（発動日前に本邦に向けて送り出された物品）の規定を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますので注意願います。

【発動内容】

関税暫定措置法別表第 1 の 6 第 2 項（飲用乳）及び第 24 項（でん粉調製品）

（関税割当を受けて輸入するものを除く）

品目	発動前	発動後
飲用乳 0401.20 の 1	21.3%+114 円/KG	28.4%+152 円/KG
でん粉調製品 1901.20 の 1 の(2)の D の(b) 又は 1901.90 の 1 の(2)の D の(b)	119 円/KG	158.67 円/KG

問合せ先  
東京税関業務部通関総括第 1 部門  
電話：03-3599-6337